

チェックリストの作成にあたり，配慮する事項の視点と基本的な環境配慮技術（建築工事関係）

（１）自然と人間とが共生する田園ふれあい空間の形成

1. 大規模な土地の改変は極力避ける。

自然環境への影響を少なくするために，自然の地形を生かした建物配置などにより，地形改変を必要最小限とし，既存周辺環境の保全に配慮する。

事業による影響がおよぶと予測され，環境保全措置を講じる必要があると判断される場合には，その影響を回避するための措置を講じる。

具体的には 自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化に努めるため，事業内容の変更（一部中止），事業実施区域の変更などにより，現状の地形を極力活かすことも措置として効果的である。

2. 緑地などについてはその保全に努め，その資源を活用した整備を図る。

既存樹木の保全活用のほか，既存周辺環境の緑のネットワークの形成に配慮する。

3. 貴重な動植物の生息・生育環境の積極的な保全及び復元等に努める。

① 野生生物などの生息・生育環境の保全と復元等

既存周辺環境の貴重な動植物の生息を把握し，その生息・生育環境の保全に努める。生息・生育基盤が消失縮小してしまう場合は，代償措置として生息・生育基盤（ビオトープ）を復元・創出するよう努める。

② 生態系の保全

地域の自然環境を形成している生態系は，食物連鎖の最下層に位置する植物に支えられており，その植物を保全することで生態系の基盤を保全することができる。したがって在来種の生育地が土地改変により消失する場合は，工事中に保管し，事業地内に移植するなどの生態系の保全に寄与するよう努める。

③ やすらぎの享受および環境教育

自然との触れ合いにより安らぎを覚えたり，人間性の回復や保健休養としての効用を享受することができる。また，自然へのモラルと愛情を育むことができ，環境教育としての効果も期待できる。したがって，事業実施にあたっては，自然との触れ合いの場を確保するよう努める。

4. 在来種の活用により，地域特有の自然環境の保全に努める。

① 在来種による緑化

環境への適応，地域の生態系への影響などを考慮し，できるだけ在来種による植栽・緑化を行う。

② 既存植物等の利用

事業により支障となったり影響を受けることとなる樹木等は、できるだけそれを移植する，または表土をはぎとり復元したい場所にまきだすなど，改変された土地に生育していた既存植物を利用し環境の回復に努める。

5. 自然環境保全に配慮した施工計画を策定する。

猛禽類や昆虫などの動物の繁殖期等を阻害するような影響を与えてしまうと，絶滅のおそれがある事から，繁殖期や産卵期に配慮した工事期間の確保に努める。また，自然環境保全のため，建設資材運搬路等の設定に配慮，及び建設機械や設備等からの騒音・振動・光などの影響の低減に努める。

6. 環境保全に有効な植樹，システム・機器の採用などにより，大気・水質・土壌などの汚染防止に努める。

有害物質の発生を抑制するシステム・機器の採用や，発生した場合の敷地外への排出抑制などにより，施設周辺の環境保全に配慮する。

(2) 環境への負荷の少ない資源循環社会の実現

7. 節水型機器の採用，排水再利用及び雨水利用のシステム採用などにより，水資源の有効利用に努める。

① 節水型機器の採用により，水使用量の削減に努める。

② 雨水利用や排水再利用のシステム採用などにより，水資源の有効利用に努める。

8. 水資源保全に配慮する流出水の対策，水循環システムの構築，及び緑被率の向上に配慮した施設整備に努める。

① 土砂や濁水の流出を極力少なくし，下流の利水への影響を軽減するよう努める。

造成地等を裸地のままにしておくと降雨により土砂が流出し濁水の発生原因となる。特に梅雨や台風の時期には，土砂や濁水の流出による下流の利水への影響を軽減するよう配慮する。

② 緑被率の向上，水循環の構築，舗装方式などにより，熱負荷低減，地域生態系の保護・育成，都市気候の緩和に配慮する。

9. 建設資材廃棄物の減量化，排出抑制に努める。

再資源化可能な建設資材廃棄物については，分別解体を徹底し，施設での再資源化処理を行うなど有効利用に努める。

具体的には、建築物等の適切な維持管理及び修繕を行うことによる建築物等の長期的使用、建設資材の製造における建設資材のプレカット化、建築物等の設計における耐久性の向上や維持管理及び修繕を容易にするなどの長寿命化の配慮、建設資材の再使用の配慮、建設工事の施工における端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等を促進する。

1 0. 建設発生土の発生抑制、有効利用に努める。

① 建設残土の発生抑制・有効利用

可能な限り敷地内での再利用に努める。

現況地形の変更をできるだけ避けることにより残土発生の抑制に努める。発生した残土については、土の性質を勘察した上で、可能な限り土工バランスを図り、残土として事業地外への搬出をできるだけ抑制するよう努める。又は、他の公共事業との情報交換により可能な範囲で再利用する。

② 建設汚泥の発生抑制

建設汚泥発生の少ない工法採用を心がけ、建設汚泥が発生する場合は、水との分離や安定・乾燥処理などにより盛土材等として利用するなど現場内での再利用・有効利用に努める。

1 1. 建設資材廃棄物の再資源化等に努める。

① 発生アスファルト廃材及びコンクリート廃材のリサイクル率 100%を目指す。

② 建設廃木材は、パーティクルボードや製紙用チップ、堆肥などの原材料として有効利用に努める。

また、利用が技術的に困難な場合は、燃料チップや固形燃料などの利用に努める。

1 2. 建設資材廃棄物の再資源化により得られたものを利用するよう努める。

廃棄物などの再利用又は再生処理した資機材(再生砕石,再生アスファルト,木材チップなど)の採用に努める。(グリーン購入品含む)

1 3. 構造体について、耐久性の確保や劣化防止に配慮する。

耐久性の確保や劣化防止に効果のある技術の採用などの検討により配慮する。

1 4. 将来の施設内部機能の変化に対応できるよう、フレキシビリティの確保に努める。

耐震壁の配置や階高や床荷重のゆとりなどに配慮する。

1 5. 耐久性に優れ、点検・更新に配慮した建設資材，設備資材，システムの採用に努める。

より耐久性，メンテナンス性に優れた資材，システムを採用する。

(3) 健康で安心な快適環境の構築

1 6. 粉じんの発生・飛散防止に努める。

① 工事用車両による粉塵の飛散防止

工事現場内を走行する工事用車両の車体やタイヤに付着した泥が既存道路に散乱することにより，乾燥した泥が舞い上がる。また，舗装のない工事用道路を工事用車両が走行することで巻き上げによる土ぼこりの発生も考えられる。

これらの対策として，工事現場の出口に洗浄設備等を設置し，付着した泥を洗い流し，舗装のない工事用道路を散水するなど適切な管理に努める。

② 現場からの粉塵の発生・拡散を防ぐ

工事現場内から発生する粉じんの拡散を防ぐため，防塵シート等の設置や散水に努める。

③ 裸地の出現範囲・期間を少なくする。

造成地等を裸地のままにしておくこと土ぼこりの発生場所となる。施工中においては出来る限り裸地範囲を狭くし，粉じんの発生場所を少なくするよう施工計画を検討する。

1 7. 騒音・振動防止等に配慮した工法や建設機械を採用する。

① 低騒音・低振動型の建設機械や施工方法の選択

周辺地盤および周辺環境を考慮して，低騒音・低振動の建設機械や施工方法を選定する。

② 作業時間帯や作業工程の設定

住民の生活時間帯等に配慮して，作業時間帯や作業工程の設定を行う。

③ 遮音設備の設置

工事現場内から発生する騒音を防ぐため，仮囲い（防音塀）や防音シートの設置に努める。

1 8. 周辺環境，周辺景観との調和を図り，良好な景観の形成に努める。

① 優れた景観の維持

地域固有の歴史的又は自然的に良好な景観が存在するなどの地域の特性を考慮し，周辺景観と調和するよう位置，規模，構造，形態，意匠，素材及び色彩について配慮するよう努める。

② 優れた景観の利用

事業地周辺の景観に地域を特徴づけるランドマーク等の景観資源が存在する場合には，必要に応じて，形状や素材，色，意匠などの調和に配慮しながら，

ランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。

19. 駐車車両，室外機等による近隣への騒音・振動防止に努める。

施設周辺の生活環境保全に配慮し，騒音・振動の発生を防止・抑制する計画に努める。

20. 日照障害，電波障害，風害及び光害の防止に努める。

① 建築物の配置ほか屋外照明の設置に配慮する

建築物等の配置・形状等及び屋外照明の設置については，周辺環境に配慮して計画する。

② 工事中の仮設計画等に配慮する

工事中のクレーンや背の高い仮設物は電波の遮断及び反射や日照障害の要因となる可能性があるため，電波の送信方向，太陽位置および住居位置を確認した上で設置位置を調整し，電波障害，日照障害の防止に努める。

21. 新潟市景観計画に基づき，景観への配慮を行う。

① 建築物等の配置や外観は，新潟市景観計画（平成19年 新潟市告示第59号）に基づいて計画検討を行う。

② 建築物等の景観の統一性の確保

地域固有の歴史的または自然的に良好な景観特性を把握し，周辺景観に違和感を与えないよう行為の位置，規模，構造，形態，意匠，素材及び色彩についての配慮に努める。

③ 景観への影響を低減する仮設備・安全施設等の設置

安全確保のため設置する高さ2～3mの仮囲いは，歩行者から見れば装飾のない壁となり，殺風景な印象を与える。設置にあたり，周辺景観に配慮した絵や写真など装飾を施した仮囲いの使用に努める。

22. 良好な景観を形成している樹木などの存置や移植，現存植生を考慮した植栽などにより，積極的な緑の保全と緑化に努める。

周辺地域の景観を特徴付ける緑資源については，保全又は有効活用を図る。合わせて，現存植生に配慮した植栽を行うなど，緑化に努める。

（4）地球環境への貢献

23. 高効率機器，省エネルギー設備の導入に努める。

省エネルギーによる温室効果ガスの削減を推進し，省エネ型の対象機器を採用する。

24. 自然採光, 自然通風の活用により, 照明負荷, 冷房・換気負荷の低減に努める。
自然採光を考慮した窓デザイン, 太陽光を利用するライトシェルフの採用など。自然換気・通風を促進するデザイン(風の塔, 光庭)や導入外気の冷熱源としての利用など。
25. 高断熱の材料・工法及び, 断熱・日射遮蔽性の高い建具・庇などの採用により, 熱負荷の低減に配慮する
高断熱, 高气密や外断熱の採用。熱線反射, 吸収ガラス, ルーバーの採用など。
26. 省資源・省エネルギーに配慮した, 建設資材の活用に努める。
地球環境保全のため, 環境負荷の少ない資材を採用する。
27. 建物の配置や形状, 室の配置を工夫し, 日射の軽減・利用, 除排雪の負荷低減に努める。
建物外皮からの熱負荷低減の他, 除雪・排雪の負荷を低減するように計画する。
28. 空調機器は, オゾン層を破壊しない冷媒とする。
対象機器を採用する。
29. 県内木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。
内装材等の積極的活用に努める。(地域林業を活性化して上流域の山林環境を保全する。)
30. 屋上等, 建物緑化に努める。
市街地において不足しがちな緑を補うため, 建物屋上や壁面を積極的に緑化する。